

2025 年度「高齢社会総合研究国際卓越大学院（WINGS-GLAFS）」
経済的支援（卓越 RA）募集要項

- 東京大学卓越 RA 制度に基づく運用となります。
- 加えて、WINGS-GLAFS 履修生募集時の募集要項に記載の「経済的支援（卓越 RA）」の事項に基づく運用となります。
- QE のための面接を行うことがあります。
- 在籍期間中に途中辞退の意思が確認された時点で、卓越 RA での経済的支援は停止されます。
- 卓越 RA での経済的支援の支給を希望する履修生は、
 - ① 日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）に必ず応募することを条件とします。
（特別研究員募集時の申請書、及び採択結果の書類を別途提出すること。）
 - ② 学内の「グリーントランスフォーメーション(GX)を先導する高度人材育成プロジェクト（SPRING GX）」に応募可能な条件を満たしている者は、必ず応募することを条件とします。
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/special-activities/spring_gx.html
- 卓越 RA は裁量性のある研究業務の「委嘱」となり、大学と学生の雇用関係はありません。
- 卓越 RA は、税法上、給与所得として課税されるため、毎月の所得税を源泉徴収した上で支給されます。そのため、年末調整や確定申告を行う必要があります。
- 1 月から 12 月までの年収が一定の金額を超える場合、所得税法上の扶養控除を受けることができないことや、保護者や配偶者等の健康保険の被扶養者から外れることがあるので、保護者や配偶者等と予め十分に相談しておいてください。なお、当該年収に応じて、次年度に住民税が課税される場合もあります。
- 本人の履修状況を含む総合評価により、年度の途中においても支給額を減額することがあります。
- 所属の指導教員の先生の研究に従事することが業務内容です。

- 委嘱期間：2025 年 10 月 1 日－2026 年 3 月 31 日

※年度を超えた自動継続はされません。年度毎に申請が必要です。

- 本プログラムにおける卓越 RA での経済的支援の支給額。

修士課程 2 年次：上限月額 18 万円

博士後期課程及び 4 年制博士課程：上限月額 18 万円

- WINGS 卓越 RA での重複受給については別紙参照。

2025 年 4 月 1 日より、重複受給の制限が緩和されました。

次のページにて、手続きの流れをご確認ください。

～手続の流れ～

申請

【申請書類】…以下①-1 の提出期限：**10月8日（水）17:00 まで**にメール提出。

※①-1 は excel データで提出。

【委嘱の決定】…委嘱の可否を **10月10日（金）まで**にメールにて通知します。（CC:指導教員宛）

決定後

【委嘱手続きの書類】…以下②-⑤の提出期限：**10月15日（水）17:00 まで**にメール提出。

【毎月の業務報告】…以下①-2 の提出期限：PDF データを**毎月 23 日まで**に提出（土日祝日の場合は、締切日前の平日）

※指導教員の確認印及び本人印が押印（デジタル印可）された PDF データをメールで提出し、原本は別途提出すること（両名デジタル印の場合は原本の提出は不要）。押印書類の提出が困難な場合は、メール添付でご提出ください。**その際は CC に指導教員を入れてご提出ください。**

※提出がない場合は、支給手続きがなされないもので、充分に注意すること。

①-1：『別紙様式 1,1-2（卓越 RA 研究業務計画書）』（excel データで提出）

①-2：『別紙様式 2（RA 研究業務実施報告書）』（要押印：原本）←**毎月の報告書はこれ**

②：『RA 委嘱者連絡票』（excel データで提出）

③：『扶養控除等（異動）申告書 R7』又は『乙申告書 R7』（PDF データで提出）

④：『給与振込申出書』（excel データで提出）…既に工学系に提出済みで、変更がなければ提出不要。

：留学生は通帳の表紙と 1 ページ目のコピー（スキャン等のデータで提出）

※扶養控除等（異動）申告書：東京大学が主な勤務先（他学部も含む）の場合はご提出ください。

※乙申告書：他の企業等が主な勤務先である場合、扶養控除申告書の代わりにご提出ください。

⑤：留学生のみ…在留カードの表裏のコピー（スキャン等のデータで提出）

【支給】…翌月給与日（17 日）に支給

※10 月分は、場合によっては 11 月分と合わせた 2 か月分をまとめて 12 月入金となる可能性があります。

必要書類の提出先…GLAFS 担当 info@glafs.u-tokyo.ac.jp（最初の申請のみこちら）

GLAFS 事務局 glafs@iog.u-tokyo.ac.jp（毎月の報告）

〒113-8656

東京都文京区本郷 7-3-1 工学部 8 号館 713 号室

東京大学高齢社会総合研究機構 GLAFS 事務局

（学内便：高齢社会総合研究機構 GLAFS 事務局宛）

ご所属の指導教員の先生へのお願い

2025 年度 WINGS-GLAFS 卓越 RA 委嘱について

WINGS-GLAFS において卓越 RA での経済的支援を希望する履修生には、以下の要領にて手続きをいたします。

指導教員の先生におかれましては、本要領をご確認の上、対象学生へのご指導及び必要書類の提出へのご協力を何卒お願い申し上げます。

まずは、委嘱希望の履修生がおりましたら、申請いただくにあたり、研究業務計画書のご承認をお願いしたく、よろしくお願い申し上げます。

WINGS-GLAFS での卓越 RA とは

- ・本卓越 RA は、全学予算で支給されます。
- ・委嘱期間は単年度で、年度毎に申請が必要です。
- ・卓越 RA での経済的支援を希望する履修生は、以下①、②への応募が条件です。
 - ①日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）への応募
 - ②学内の「グリーントランスフォーメーション(GX)を先導する高度人材育成プロジェクト（SPRING GX）」への応募（応募資格がある学生のみ）
- ・所属の指導教員の先生の研究に従事することが業務内容です。

先生がご指導される分には両立に配慮していただけるものと思いますので、指導教員の先生の裁量におまかせする業務内容と業務管理でお願いいたします。

・業務報告は、指導教員の先生が承認の確認印を押す書類を月 1 回 GLAFS 事務局に提出いただきます。

お願いしたい書類

【申請書類】…以下①-1 の提出期限：**10 月 8 日 (水) 17:00 まで**に excel データで学生より GLAFS 事務局に提出。 ※この申請書のご承認をまずはお願いいたします。

①-1：『別紙様式 1,1-2（卓越 RA 研究業務計画書）』

【委嘱決定】…委嘱の可否を **10 月 10 日 (金) まで**に学生（CC:指導教員宛）にメール通知

【毎月[※]の業務報告】…以下①-2 の提出期限：学生には【**毎月 23 日まで**】（土日祝日の場合は、締切日前の平日）に提出をお願いしております。学生より依頼がありましたら、以下の書類をご確認の上、押印（デジタル印可）をお願いいたします。

①-2：『別紙様式 2（RA 研究業務実施報告書）』…指導教員の先生の押印が必要です。

※押印困難な場合は、学生から提出いただくメール CC に指導教員を入れていただければ、押印省略で処理いたしますので、学生にその旨お伝えください。

連絡先…glafs@iog.u-tokyo.ac.jp（事務局）

info@glafs.u-tokyo.ac.jp（プログラムコーディネーター及び事務局）

別紙 WINGS での経済的支援の重複受給について

○：重複受給ができる

△：条件付きで重複受給ができる

×：重複受給ができない

●WINGS の重複受給ガイドライン

制度等		卓越 RA (全学措置予算による支援)	備考
(外国人留学生) 母国の奨学金	原資による	×	
(外国人留学生) 日本政府(文部科学省)奨学金 (研究留学生)	給付	×	
(外国人留学生) 留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励金)	給付	×	
(外国人留学生) 東京大学フェローシップ	給付	×	
(外国人留学生) 東大外国人留学生支援基金	給付	×	
日本学生支援機構 海外留学支援制度 (協定派遣)	給付	×	
トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム	給付	×	
日本学術振興会 特別研究員	給付	×	
日本学生支援機構 貸与型奨学金	貸与	○	重複受給制限なし
アルバイト等 ※1	対価	△	欄外※1 で列記したものについては例外的に受給可能
インターンシップ	対価	△	教育活動の一環として行うインターンシップは受給可能
民間奨学金	原資による	○	奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認すること
授業料免除	—	○	

★WINGS 以外から生活費相当として十分な支援を受けると考えられる額（収入が発生した時から将来 1 年間に渡り収入が年間 240 万円程度）を超える収入がある場合は、上記に関わらず、WINGS 卓越 RA による支援は行わない。

※1 アルバイト等のうち以下に該当するものについては例外的に受給可能。

- ①事業目的等に基づく活動が、プログラムの実施に不可欠な場合の RA（部局財源での卓越 RA 含む）
- ②診療従事者が教育研究上必要不可欠な場合に限り、医師・歯科医師・看護師の資格を有する者が研究従事機関の附属病院にて診療を行う医員等
- ③大学等高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）における非常勤講師
- ④学生自身の研究に関連する学会関係の補助業務（単発なものに限る。学部生がアルバイトとして行うような単純労働は不可）
- ⑤スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする高等学校における課題研究活動等の TA
- ⑥研究内容の社会実装の観点から学生が参加するベンチャー企業の報酬
- ⑦学生の教育研究上必要であるとプログラムコーディネーターが判断するもの（別途、業務概要書を提出すること）

●WINGS の重複受給の制限額

2025/4/1~

WINGS 卓越 RA18 万円	学内から制限なし	〰
WINGS 卓越 RA18 万円	学外から制限なし	〰

- ・学内からの収入の月額上限 28 万円を撤廃（月額上限はなくなる）
- ・WINGS 卓越 RA を除き年間 240 万円程度を超える収入がないこと



2022/4/1~2025/3/31 まで

月額 28 万円		〰
WINGS 卓越 RA18 万円	学内から 10 万円まで	
WINGS 卓越 RA18 万円	学外から制限なし	〰

- ・学外からの収入の月額上限 28 万円を撤廃（学内からの収入の月額上限 28 万円は継続）
- ・WINGS 卓越 RA を除き年間 240 万円程度を超える収入がないこと